

## 申請書・収入に関する証明書の注意点（後援会・校友会奨学金）

### 1 申請

申請書1枚で後援会奨学金と校友会奨学金の両方を申請したことになります。

両奨学金は経済的理由により学費等の支弁が困難である者が対象であり、給付は同額です。

申請は単年度ごとに受け付けとなります。

### 2 選考

後援会奨学金と校友会奨学金は、合わせて選考いたします。その際、高学年の者は優先的に校友会奨学生として振り分けます。

### 3 申請書記入に関する注意事項

① 申請書は、**黒のペンまたはボールペン**で記入してください。

② **消せるボールペンでの記入は不可です。**

③ 修正する際は、二重線（＝）を引き、訂正印を押してください。

**※修正液、修正テープは使用不可です。**

④ 「申請理由」には、「経済的困窮により学業に支障がある」又は「奨学金の給付を受け、大学でやりたいこと」等を**学生本人が記入してください**。保証人（父母等）の代理記入は不可です。

※申請意思を明確に表現するためにも、1～2行で終わることがないようにしてください。

### 4 収入を証明する書類に関する注意事項

① 市区町村役場が発行した、**父母両名の令和7年度（令和6年1月～12月分）の所得証明書（「課税証明書」・「非課税証明書」）**を取得してください。（写し可）

※給与収入，事業所得，不動産所得等の所得の種類と総額を特定するために使用します。

※市区町村役場によって証明書の名称が違う場合があります。

**※源泉徴収票，確定申告書，納税証明書，住民税決定通知書は申請書類として不可です。**

② 無収入や非課税（専業主婦等）の場合でも、**収入額が“0”と記載された「令和7年度（令和6年1月～12月分）の非課税証明書」（市区町村役場が発行）**を提出してください。（写し可）

**※収入・所得金額の欄が空白や“\*\*\*\*”等で目隠しされているものや、課税・非課税のみの証明となっているものは不可です。**

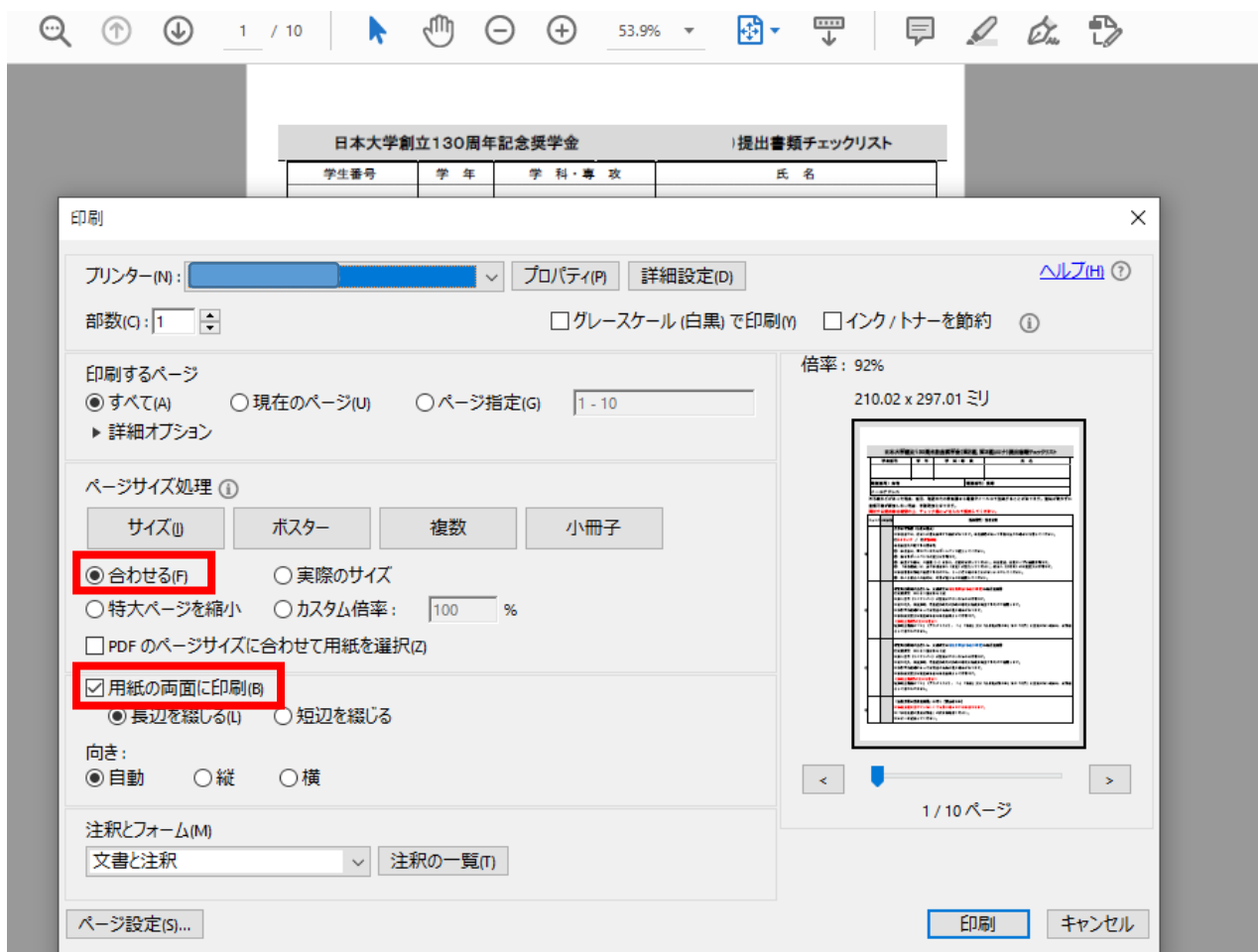
③ 税の申請を行っていない場合は、早急に市区町村役場で手続きをしてください。

④ **個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの**を提出してください。

⑤ 提出書類は返却しません。

## 5 募集要項・申請書等一式（両面印刷）の印刷方法に関する注意事項

- ① COMITS 2（コミッツ）から募集要項・申請書等一式をダウンロードする。
- ② A4サイズ、**両面で印刷**してください。印刷切れ等のないようにきれいに印刷してください。
- ③ 印刷画面で「合わせる」と「用紙の両面に印刷」を選択してください。



以 上

## 令和7年度 日本大学文理学部後援会奨学生募集要項

### 1 日本大学文理学部後援会奨学生

この奨学金は、学費負担軽減を目的とし、日本大学文理学部後援会からの寄付金を基とする日本大学文理学部後援会奨学基金から給付する。

### 2 応募資格

次の条件①～③をすべて満たしていること。

- ① 文理学部又は大学院文学研究科，総合基礎科学研究科若しくは理工学研究科地理学専攻に在学中の学生で，次の条件を備えているもの（ただし外国人留学生は除く）。
  - (1) 経済的理由により学費等の支弁が困難であること。
  - (2) 本大学の特待生でないこと。
  - (3) 文理学部奨学生でないこと。
  - (4) 文理学部校友会奨学生でないこと。
  - (5) 後援会費を納入していること。
  - (6) 日本大学創立130周年記念奨学生でないこと。
  - (7) 国の修学支援新制度の対象者でないこと。
  - (8) 古田奨学生でないこと。
  - (9) ロバート・F・ケネディ奨学生でないこと。
- ② 経済的理由により学費等の支弁が困難であり，申請書の申請理由欄から困難な状況が読み取れること。
- ③ 学費支弁者（父母）の令和6年分の収入・所得金額の合計が以下の(1)，(2)又は(3)のいずれかに該当するものとする。父母に代わる者が学費支弁者の場合は，主たる家計支持者の収入・所得金額が(1)，(2)又は(3)のいずれかであること。
  - (1) 学費支弁者（父母）両名が給与所得者の場合は，給与収入金額が1,000万円以下
  - (2) 学費支弁者（父母）両名が給与所得者以外の場合は，総所得金額が400万円以下
  - (3) 学費支弁者（父母）のうち1名が給与所得者，もう1名が給与所得者以外の場合は，給与所得者の給与収入金額と給与所得者以外の総所得金額の合計が1,000万円以下

### 3 募集人数

70名

### 4 奨学金の給付額等

- ① 給付額 24万円
- ② 給付方法 銀行振込

### 5 申請方法

#### ① 提出書類

- (1) **奨学金申請書**（所定の書式）
- (2) 市区町村役場が発行した，**父母両名の令和7年度（令和6年1月～12月分）の所得証明書**（「課税証明書」・「非課税証明書」）

※個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。

### (3) 後援会・校友会奨学金 提出書類チェックリスト

#### (4) [銀行口座情報入力フォーム](#)へ入力

#### ② 提出先

文理学部学生課窓口（本館1階）

※事情があり、窓口を持参できない場合は、事前に学生課までご連絡ください。

#### ③ 申請期間 令和7年9月16日（火）～令和7年10月2日（木）13時まで

### 6 選考方法

#### 書類選考

後援会奨学金と校友会奨学金は、併せて選考いたします。その際、高学年の者は優先的に校友会奨学生として振り分けます。

### 7 発表時期等

11月中旬に採用者決定、COMITS 2（コミッツ）にて発表、11月下旬給付（予定）  
発表日に変更となる場合は、COMITS 2（コミッツ）でお知らせします。

### 8 奨学金の返還

次の項目に該当し、奨学生として不適格と認められた場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させる場合があります。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 操行が著しく不良となったとき。

### 9 奨学生の選考

- ① 給与収入と事業所得について、大学で定める計算方法によって認定所得金額を算出し、家族構成及び通学区分を考慮した上で選考を行います。
- ② 応募資格をすべて満たしても、上記①を総合的に判断し、不採用となる場合があります。
- ③ 本奨学金給付前に国の修学支援新制度に採用された場合は、奨学生の資格を失います。
- ④ 本奨学金給付後に国の修学支援新制度に採用された場合は、奨学生の資格を失いますが返還の必要はありません。

### 10 奨学金の給付

- ① 銀行口座情報入力フォームで指定された口座へ振り込みます。
- ② 後学期学費が未納だった場合、授業料に充当することにより行います。

### 11 問い合わせ先

文理学部学生課

TEL：03-5317-8596

以 上

## 令和7年度 日本大学文理学部校友会奨学生募集要項

### 1 日本大学文理学部校友会奨学生

この奨学金は、学費負担軽減を目的とし、日本大学文理学部校友会からの寄付金を基とする日本大学文理学部校友会奨学基金から給付する。

### 2 応募資格

次の条件①～③をすべて満たしていること。

- ① 文理学部又は大学院文学研究科，総合基礎科学研究科若しくは理工学研究科地理学専攻に在学中の学生で，次の条件を備えているもの（ただし外国人留学生は除く）。
  - (1) 経済的理由により学費等の支弁が困難であること。
  - (2) 本大学の特待生でないこと。
  - (3) 文理学部奨学生でないこと。
  - (4) 文理学部後援会奨学生でないこと。
  - (5) 日本大学校友会年会費（準会員）を納入していること。
  - (6) 日本大学創立130周年記念奨学生でないこと。
  - (7) 国の修学支援新制度の対象者でないこと。
  - (8) 古田奨学生でないこと。
  - (9) ロバート・F・ケネディ奨学生でないこと。
- ② 経済的理由により学費等の支弁が困難であり，申請書の申請理由欄から困難な状況が読み取れること。
- ③ 学費支弁者（父母）の令和6年分の収入・所得金額の合計が以下の(1)，(2)又は(3)のいずれかに該当するものとする。父母に代わる者が学費支弁者の場合は，主たる家計支持者の収入・所得金額が(1)，(2)又は(3)のいずれかであること。
  - (1) 学費支弁者（父母）両名が給与所得者の場合は，給与収入金額が1,000万円以下
  - (2) 学費支弁者（父母）両名が給与所得者以外の場合は，総所得金額が400万円以下
  - (3) 学費支弁者（父母）のうち1名が給与所得者，もう1名が給与所得者以外の場合は，給与所得者の給与収入金額と給与所得者以外の総所得金額の合計が1,000万円以下

### 3 募集人数

20名

### 4 奨学金の給付額等

- ① 給付額 24万円
- ② 給付方法 銀行振込

### 5 申請方法

#### ① 提出書類

- (1) **奨学金申請書**（所定の書式）
- (2) 市区町村役場が発行した，**父母両名の令和7年度（令和6年1月～12月分）の所得証明書**（「課税証明書」・「非課税証明書」）

※個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。

### (3) 後援会・校友会奨学金 提出書類チェックリスト

### (4) [銀行口座情報入力フォーム](#)へ入力

#### ② 提出先

文理学部学生課窓口（本館1階）

※事情があり、窓口に持参できない場合は、事前に学生課までご連絡ください。

#### ③ 申請期間 令和7年9月16日（火）～令和7年10月2日（木）13時まで

## 6 選考方法

### 書類選考

校友会奨学金と後援会奨学金は、併せて選考いたします。その際、高学年の者は優先的に校友会奨学生として振り分けます。

## 7 発表時期等

11月中旬に採用者決定、COMITS 2（コミッツ）にて発表、11月下旬給付（予定）  
発表日に変更となる場合は、COMITS 2（コミッツ）でお知らせします。

## 8 奨学金の返還

次の項目に該当し、奨学生として不適格と認められた場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させる場合があります。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 操行が著しく不良となったとき。

## 9 奨学生の選考

- ① 給与収入と事業所得について、大学で定める計算方法によって認定所得金額を算出し、家族構成及び通学区分を考慮した上で選考を行います。
- ② 応募資格をすべて満たしても、上記①を総合的に判断し、不採用となる場合があります。
- ③ 本奨学金給付前に国の修学支援新制度に採用された場合は、奨学生の資格を失います。
- ④ 本奨学金給付後に国の修学支援新制度に採用された場合は、奨学生の資格を失いますが返還の必要はありません。

## 10 奨学金の給付

- ① 銀行振込口座確認書で指定された口座へ振り込みます。
- ② 後学期学費が未納だった場合、授業料に充当することにより行います。

## 11 問い合わせ先

文理学部学生課

TEL：03-5317-8596

以 上